

広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(素案) に関する説明会

令和6年12月8日
企画総務局コミュニティ再生課



広島市

The City of Hiroshima



1	条例の検討に至った経緯	2
2	条例施行により変わる事	11
3	条例の構成	15
4	条文の解説	16

1 条例の検討に至った経緯

令和4年2月 広島市地域コミュニティ活性化ビジョンの策定

住民同士が支え合い、安全・安心に暮らすことができる地域を創り、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的として、令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定



令和4年7月 ひろしまLMOの認定制度を開始

多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に取り組む地域を代表する団体である「ひろしまLMO」の認定制度を開始



➡ 現在、**48団体**をLMOとして認定
24地区がLMOの設立に向けて検討中
(令和6年11月末現在)

1 条例の検討に至った経緯

本市における持続可能な地域コミュニティを実現するためには、「ひろしまLMO」をできるだけ早期に市内全域に普及させるとともに、市民、地域団体、事業者等にひろしまLMOへの理解を深めてもらうことが重要

【地域からいただいた主な御意見】

- ・ひろしまLMOへの支援はこれからも続いていくのだろうか。
- ・何年かしたらLMOへの助成金は無くなってしまわないか。
- ・条例を作ってひろしまLMOへの支援を明文化してほしい。

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、新たに「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」を作成し、令和8年4月の条例施行を目指すことにしました。

1 条例の検討に至った経緯

条例作成に向けて、令和5年度にシンポジウムを、令和5年度から6年度にかけてワークショップを開催し、市民や地域団体、事業者などから御意見を聴きました。

【持続可能な地域コミュニティの実現に向けたシンポジウム】

開催日時	令和6年2月4日（日）14:00～17:00
会場	広島国際会議場「ダリア」
参加者数	会場：約300名（うち、ワールドカフェ：100名） WEB参加：約160名
プログラム	①基調講演 「みんなでつくる 広島型地域運営組織『ひろしまLMO』」 ②トークセッション 「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」 ～「共助」の精神に基づく市民主体のまちづくり～ ③ワークショップ ・あなたの暮らしに地域コミュニティは必要ですか？ ・地域コミュニティ活動に楽しく参画するためには？

1 条例の検討に至った経緯

【持続可能な地域コミュニティの実現に向けたシンポジウム】



▲基調講演



▲トークセッション



▲ワークショップ

YouTubeで配信中 ▼

市ホームページ ページ番号	366805
------------------	--------



1 条例の検討に至った経緯

【持続可能な地域コミュニティの実現に向けたワークショップ】

開催日時	① 令和6年3月23日（土）18:00～20:30 ② 令和6年3月24日（日）9:30～12:00 ③ 令和6年5月18日（土）18:00～20:00 ④ 令和6年5月19日（日）10:00～12:00
会場	広島大学東千田キャンパスSENDALABほか
内容	<ul style="list-style-type: none">・地域の「これから」を考える・地域コミュニティを持続可能なものにするためにわたしたちがすべきこと



1 条例の検討に至った経緯

条例作成に向けて、令和5年度に条例有識者会議を設置し、有識者との意見交換を重ねてきました。

【開催実績】

区分	開催日時	議題
第1回	令和6年2月22日(木)	想定される論点について など
第2回	令和6年6月28日(金)	「広島市地域コミュニティ活性化推進条例(仮称)」の骨子(たたき台)について など
第3回	令和6年10月29日(火)	「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例(素案)」について など

【委員名簿】

(50音順)

役 職	氏 名
周南公立大学人間健康科学部 教授	伊藤 敏安
島根大学教育学部 教授	作野 広和
広島大学大学院人間社会科学研究科 講師	デラコルダ川島 ティンカ
リエゾン地域福祉研究所 代表	丸山 法子
比治山大学現代文化学部 教授	山田 知子

1 条例の検討に至った経緯

本市が条例作成を行っている中、今年の9月に地方自治法が改正され、「指定地域共同活動団体」制度が創設されました。

指定地域共同活動団体制度とは

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体が連携・協働して地域課題の解決に取り組む団体について、**法律上の位置付けを明確にする**必要がある。



地域において住民が日常生活を営むために必要な活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を、市町村が「**指定地域共同活動団体**」として指定する制度

1 条例の検討に至った経緯

① 指定地域共同活動団体とひろしまLMOは目指すものは同じ



② 「指定地域共同活動団体＝ひろしまLMO」とすることで、地域にとって様々なメリットがある。

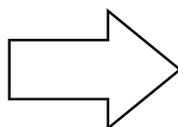
①、②の理由により

本市において指定地域共同活動団体制度を導入し、
ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付ける
ことにしました。

1 条例の検討に至った経緯

変更前

広島市地域コミュニティ
活性化推進条例(仮称)
令和8年4月施行予定



変更後

広島市指定地域共同活動団体の指定等
に関する条例(令和7年7月施行予定)



ガイドライン(令和7年7月策定予定)

条例について

内容	指定地域共同活動団体を本市で導入するためには、本市の条例で指定要件などを定める必要があるため、条例の内容は、 指定要件やひろしまLMOへの支援など指定地域共同活動団体制度の導入に必要な最小限の内容 にしました。
施行時期	条例の施行時期を約1年前倒し、令和7年7月の条例施行 を目指すことにしました。

ガイドラインについて

市民、地域団体、事業者等が、共助の精神に基づく市民主体のまちづくりを推進する際の指針とするため、条例の解説や各主体の役割、本市の施策方針等をまとめたガイドラインを作成することにしました(令和7年7月策定予定)。

主な変更点1

ひろしまLMOは**地方自治法と本条例に基づく団体**になります。

(ひろしまLMOの位置付け)

現在	条例施行後
本市が独自に <u>認定した団体</u>	地方自治法と本条例に基づき市が 指定した団体 (指定地域共同活動団体)

主な変更点2

法において、市町村による指定地域共同活動団体への支援が規定されたことから、これまで本市が実施してきた運営助成金などのひろしまLMOへの支援について法的根拠が付与され、**ひろしまLMOへの支援の継続性が担保されます。**

ひろしまLMOへの支援の一例

- ① ひろしまLMO設立時助成金（助成額：50万円（年度上限額））
- ② ひろしまLMO運営助成金（助成額：600万円（年度上限額））
- ③ ひろしまLMO一括交付金
- ※ ①～③のいずれも、広島市が出えんした基金を活用し、広島市社会福祉協議会が助成します。

ポイント

「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と、法律で規定されました。

主な変更点3

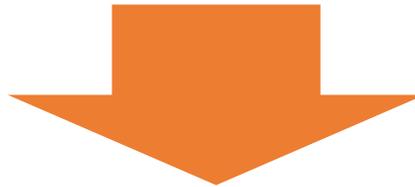
ひろしまLMOが指定地域共同活動団体となることにより、一定の条件の下で、市から行政財産（公民館や福祉センターの一室など）の貸付けや本市事務事業の随意契約による委託を受けることなどが可能になります。

地方自治法で定められている指定による効果

- ・一定の条件の下で、市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる。
- ・他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる。

主な変更点4

ひろしまLMOが法律と条例に基づいた団体となるため、
現在ひろしまLMOの認定を受けている団体も、条例施行後に
改めて指定の申請手続きを行っていただくことになります。



- ・ 指定要件などは基本的に現在のひろしまLMOとほとんど同じ内容です。
- ・ 具体的な手続などについては、詳細が決まり次第、担当職員が各LMO等へ説明に伺います。また、申請に当たっては、書類のひな形をお示しし、地域の皆様にできるだけ御負担をおかけしないよう職員が伴走支援をしますので、御安心ください。

3 条例の構成

前文	条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにします。
第1条(趣旨)	本条例の趣旨を規定します。
第2条(ひろしまLMO)	指定地域共同活動団体をひろしまLMOと呼称することを規定します。
第3条(ひろしまLMOの指定要件)	ひろしまLMOの指定要件について規定します。
第4条(ひろしまLMOに対する支援)	ひろしまLMOへの支援を規定します。
第5条(申請等)	ひろしまLMOの指定を受けるための申請手続き等を規定します。
第6条(委任)	この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。
附則	この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定します。

※ 地方自治法に規定されている内容は、条例で規定する必要がないため、本条例では指定要件など市町村の条例で定めることとされている項目のみを規定しています。

前文

人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。

こうした中、国において、令和6年9月26日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた「地方自治法の一部を改正する法律」が施行された。

そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、「ひろしまLMO」への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。

【解説】

前文では、条例制定に至った背景や趣旨、目的を明らかにします。

第1条(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の49第2項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

地方自治法においては、指定地域団体の指定等に関して、市町村の条例で必要な事項を定めることとされているため、本条例は地方自治法に基づき、必要な事項を定めることが趣旨であることを規定します。

第2条(ひろしまLMO)

第2条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまLMO（エルモ）と称する。

【解説】

本市においては、指定地域共同活動団体として市が指定した団体をひろしまLMO（エルモ）と称することを規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条 法第260条の49第2項第1号に規定する条例で定める活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
 - (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
 - (3) 地域住民の交流促進に資する活動
 - (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
 - (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (以下(6)~(16)は略)

【解説】

法において、特定地域共同活動の内容は条例で定めることとされているため、その具体的な活動を条例で規定します。

(1)から(15)までの活動は、現在、ひろしまLMOで実際に行われている活動を基に分類し整理したものです。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

2 法第260条の49第2項第2号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること。
- (2) 代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任されていること。

【解説】

法において、「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営」の具体的な内容は条例で定めることとされているため、「民主的な運営」、「透明性の高い運営」及び「適正な運営」の確保に必要な要件を条例で規定します。

(1)から(5)までの要件は、**現在のひろしまLMOの認定要件等と同等の内容**です。

「民主的な運営」には、事業計画などの団体の運営に関する主な事項や会長等の役員の選任が、総会等において団体の構成員の意思に基づき多数決等で決議されることが重要であることから、(1)及び(2)の要件を規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

- (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていること。
- (4) 活動の計画及び実施の状況が公表されていること。
- (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるもの（第5条第1項において「規約等」という。）に定められていること。

【解説】

「透明性の高い運営」には、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることが重要であることから、(3)及び(4)の要件を規定します。

「適正な運営」には、「民主的な運営」及び「透明性の高い運営」の適正性を確保するための方法を規約等に明文化することが重要であることから、(5)の要件を規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

3 法第260条の49第2項第4号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

本条例では現行のひろしまLMOの認定要件を基に、(1)から(6)までの要件を規定します。

本市においては、おおむね小学校の通学区域を単位として、地区・学区社会福祉協議会、連合町内会・自治会や学区体育協会や地区青少年健全育成連絡協議会等の主要な地域団体が組織され、まちづくりが行われていることを踏まえ、本要件を規定します。

ただし、小学校の統廃合などにより一部地域においては、小学校の通学区域とまちづくりの区域が異なる場合があるため、こうした地域においては地域の実情を踏まえた特例的な対応を行うことを想定しています。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

(2) 地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）等の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

市民主体のまちづくりを持続的に実践する上ではひろしまLMOが地域代表性を有することが重要であることから、ひろしまLMOの中核となる地区・学区社会福祉協議会及び連合町内会・自治会を必須の構成団体とするとともに、活動区域内の主たる地域団体の半数以上により地域内での合意形成を図ることをもって地域代表性を担保することとし、本要件を規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

- (3) 特定の団体の構成員が役員の数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) まちづくりに関する中長期的な計画を定め、当該計画に基づき団体の運営及び活動を行うこと。

【解説】

民主的な組織運営を行うためには、多様な団体がその意思決定の過程に参画することが重要であることから、(3)の要件を規定します。

市民主体のまちづくりを計画的に実施していくためには、中長期計画を定め、地域の将来像等を団体内で共有することが重要であることから、(4)の要件を規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

- (5) 共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。

【解説】

ひろしまLMOは、共助の精神に基づき、地域の多様な主体が連携し、楽しさややりがいを感じながら、市民主体のまちづくりを推進していくことにより、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティを実現することを目的とした団体であり、その構成員もこうした目的に賛同し、共有していることが重要であることから、本要件を規定します。

第3条(ひろしまLMOの指定要件)

第3条

(6) 次に掲げる活動を行わないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
(以下エ、オは略)

【解説】

指定地域共同活動団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行うことを目的とした団体であり、宗教活動や政治活動などの活動を行うことは法の趣旨を踏まえると望ましくないという観点で、本要件を規定します。

第4条(ひろしまLMOに対する支援)

第4条 市長は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。

【解説】

法第260条の49第3項において、「市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。」と規定されていることを踏まえ、ひろしまLMOの設立・運営を支援するため、法の規定に基づき、本市がひろしまLMOに対し、必要な支援を行うことを規定します。

第5条(申請等)

第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第260条の49第2項の規定による指定を受けたひろしまLMOは、申請書及び規約等その他規則で定める書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

【解説】

指定地域団体の指定の申請に当たって所定の申請書等の提出が必要であること及び指定を受けた後の申請書等の記載事項の変更等の届出が必要であることを規定します。

第6条(委任)、附則

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

【解説】

この条例で定めるもの以外で、法及び条例の施行に必要な事項は、規則で定めることを規定します。

附則

この条例は、令和7年7月1日から施行することを規定します。

本市では、本条例の施行を契機に
ひろしまLMOを基盤とした市民主体の
まちづくりをより一層推進していきたい
と考えています。

引き続き、市民の皆様の御理解と御協力
をお願いいたします。

LMOのPR動画ができました！ ぜひ観てくださいね！

LMOを知らない方
向け(3分)



LMOの事例を
知りたい方向け(12分)



LMOの概要を簡単に
知りたい方向け(4分)



住民実務
研修用動画(22分)



▶ LMO動画ナビゲーター
エルちゃん



広島市

The City of Hiroshima